

目次

前文

- 第1章 目的(第1条)
- 第2章 議会・議員の活動原則(第2条—第4条)
- 第3章 町民と議会の関係(第5条・第6条)
- 第4章 町長と議会の関係(第7条—第10条)
- 第5章 自由討議の拡大(第11条・第12条)
- 第6章 政務活動費(第13条)
- 第7章 議会の災害対応(第14条—第16条)
- 第8章 議会・議会事務局の機能の強化(第17条—第20条)
- 第9章 議員の身分・待遇と政治倫理(第21条—第23条)
- 第10章 最高規範性及び見直しの手続き(第24条—第27条)

附則

前文

久米島町議会(以下「議会」という。)は、町長と同様に町民から選挙によって選ばれた議員によつて構成される町民の代表機関である。この2つの代表機関は、執行権を持つ独任制の町長と、議決権を持つ合議制の議会がお互いにその権限を均衡させ、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、久米島町として最良の意思決定を導く共通の使命と責任が課せられている。

地方分権の時代を迎えて、町民の代表機関である議会の果たすべき役割はますます大きくなっている。

議会はその持てる権能を十分に駆使して、執行機関の監視及び評価機能の強化拡充を図るとともに、議員間の自由かつ達な討議により積極的な政策立案及び政策提言を行い、広く町民に公開する議会へと自らを改革していくなければならない。

我々は、地方自治法(昭和22年法律第67号。)に定められた規定を遵守するとともに、積極的な情報の公開、政策活動への町民参加の推進、議員間の自由かつ達な討議の展開、町長及び執行機関との持続的な緊張感の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公共性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等を積極的に進めることにより、町民に信頼される品格と存在感のある議会を築くことを決意し、「久米島町議会基本条例」を制定する。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制のもと、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、町民に身近な議会として、議員活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定める。また、地方自治の本旨に基づき町民の負託に応え、町民参加を基本とする開かれた議会を実現し、もって久米島町の豊かなまちづくりと、町民福祉の向上に資することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会は、民主主義を基本とする町民の代表機関であることを自覚し、公正性・公平性・透明性及び信頼性を重視し、情報公開と町民参加を原則とし、町民に開かれた議会を目指して活動する。
- (2) 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願するものに対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を町民に明らかにしなければならない。
- (3) 議会は、議員、町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)である職員が、まちづくりの自由な討論の場であることを認識し、その実現のために、議会運営について協議調整し、その役割を果たさなければならない。
- (4) 議会は、町民の多様な意見を把握し、政策立案、政策提言等の強化に努め、町政及び議会活動に反映させること。
- (5) 議会は、町民本位の立場から、議会本来の機能である政策決定並びに町長等の事務について監視及び評価を行うこと。
- (6) 議会は、町民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で議会運営を行うこと。
- (7) 議長は、会議を定期に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明すること。
- (8) 議会の役割を不斷に追求し、自らの改革に継続的に取り組むこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議員は、議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を重んじなければならない。
- (2) 議員は、町民の負託に応えるため町政の課題全般について、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるとともに、町民の意見を把握し、町民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議員は、町民の代表として、誠実かつ公正な職務の遂行に務め、自らの議会活動について町民への説明責任を果たすこと。
- (4) 議員は、町民全体の奉仕者として、地域の個別的な事案の解決だけでなく、政策提言を通して町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

(議長及び副議長)

第4条 議会の議長は、議会を代表する中立的かつ公平な立場において責務を遂行して、議会の秩序を保持し、民主的な議会運営を行わなければならない。

2 議会の副議長は、議長を補佐し、議長の責務の遂行に寄与しなければならない。

第3章 町民と議会の関係

(会議の公開と町民参画機会の確保)

第5条 議会は、久米島町情報公開条例(平成18年久米島町条例第1号)及び久米島町個人保護条例(平成15年久米島町条例第15号)との整合を図りつつ、議会活動に関する情報を公開するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会(以下「委員会」という。)、全員協議会を原則公開することとし、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参画できるような措置を講じるものとする。

3 議会は、委員会及び全員協議会の運営に当たり、公聴会制度、参考人制度、意見交換の場、委員会への出席、現場調査等あらゆる機会を通して、町民の意見等を議会の討議及び政策に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、町民、町民団体等と意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の調査能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

5 議会は、議案に対する各議員の賛否等を議会広報で公表する等、情報提供に努めるものとする。

6 議会は、前各項の規定に関する実行性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、町民の意見を聴取して議会活動の活性化を図るものとする。

7 議会は、議会報告会の開催に関して、随時の検証・検討に努めるものとする。

8 議会は、意見箱を設置し、町民の声を聴取して、意見の検証及び意見の公表に努めるものとする。
(請願及び陳情)

第6条 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけ、真摯に取り扱うものとする。

2 議会は、請願者又は陳情者の求めに応じて、意見陳述等を行う場を設けるよう努めるものとする。

3 議会は、請願者又は陳情者に対し、審議結果の伝達並びに処理の経過及び結果等の情報提供を図るものとする。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第7条 議会の本会議における議員と町長等の質疑及び一般質問は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一般質問は総括質問、総括答弁の後、一問一答方式で行う。

2 一般質問は事前通告し、町長等は答弁書を提出するものとする。

3 議会は、二元代表制のもと、町長等との緊張感を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、責任ある政策立案、政策提言等を通じて、町長等とともに、町政の発展に努めなければならない。

(町長による政策等の形成過程の説明と議会による審議)

第8条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

(1) 政策等の背景と目的

(2) 総合計画における根拠又は位置づけ

(3) 関係ある法令及び条例等

(4) 他の自治体の類似する政策との比較検討

(5) 政策等の実施に關わる財源措置

(6) 将来にわたる政策等の費用と効果

(7) 形成過程における市民参加とその内容

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第9条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

2 議会は、町長が議会に議案を提出する場合、審議を深められるよう分かりやすい説明資料の提供を求めることができる。

(法第96条第2項の議決事件)

第10条 地方自治法第96条第2項の議会の議決事件については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量の上、次のとおり定めるものとする。

(1) 久米島町総合計画基本構想及び基本計画

第5章 自由討議の拡大

(自由討議の保証と合意形成)

第11条 議会は、議案等の審議、審査又は調査においては、議員相互間の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図り、町民に対する説明責任を十分果たさなければならない。

2 議長及び委員長は、議員相互間の自由な討議が積極的に行われるよう議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

3 議員は自由かつ達な討議を経て、政策、条例及び意見等の議案提出を積極的に行うよう努めなければならない。

(委員会の活動及び一般会議の開催)

第12条 委員会は、町政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分に発揮しなければならない。

2 委員会の審査又は調査に当たっては、町民に対して資料等を積極的に公開し、町民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告の作成及び当該質疑に対する答弁は責任をもって行わなければならない。

4 委員会は、町民の要請に応じ、議案等の審査及び調査の過程等を説明するよう努めなければならない。

5 議会は、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員と町民等が自由に情報及び意見を交換する一般会議を開催することができる。

第6章 政務活動費

(政務活動費)

第13条 議会は、町政に対する調査研究及び政策提言に資するため、議員に政務活動費を交付することができる。

2 政務活動費については、別に条例で定める。

第7章 議会の災害対応

(災害時の体制整備)

第14条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から町民の生命、身体及び財産を保護し、並びに町民生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、町長等と協力し大規模災害等の発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。

(災害時の議会の役割)

第15条 議長は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための会議を開催するものとする。

2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、状況を調査し、町民の意見、要望等を的確に把握するとともに、必要に応じて、町長等に対し、提言、提案、要望等を行うものとする。

(災害時の議員の役割)

第16条 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、議長に自らの安否及び所在を明らかにするため、連絡するものとする。

2 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。

3 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災状況、被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて、議長に報告するものとする。

第8章 議会・議会事務局の機能の強化

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議会の政策立案、政策提言能力の向上及び監視・評価機能の強化を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化、並びに組織体制の整備に努めるものとする。

2 町長等は、議会及び議員の政策形成等の活動を支援するため、財政措置、情報提供その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心掛け行動するものとする。

(議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるとともに、これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供するものとする。

(議員研修の充実強化)

第19条 議会は、議員の政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、積極的に議員研修の充実強化を図るよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化の結果を、議会及び議会広報等で町民に報告するものとする。

(議会広報、広聴の充実)

第20条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報、広聴活動に努めるものとする。

第9章 議員の身分・待遇と政治倫理

(議員定数)

第21条 議員定数は別に条例で定める。

2 議員定数は、町の人口、面積、財政力及び事業課題等や類似他町村を比較検討するとともに、町政の現状や将来予測等を考慮した上で決定するものとする。

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬は、社会経済情勢、本町の財政状況、町政の現状や将来予測等を考慮した上で類似他町村の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定める。

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、町民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、町民全体の代表者として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養わなければならない。

第10章 最高規範性及び見直しの手続き

(最高規範性)

第24条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

第25条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続き)

第26条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例(平成27年久米島町条例第16号)は、廃止する。